

感染防止対策支援事業Q & A (令和4年1月4日更新)

1 対象事業所について

Q1-1 当法人は複数事業所を運営しているので、事業所ごと、別々に申請してよいのか。

A 同一法人については、全ての事業所を一つの申請書類にまとめ、1回で申請してください。

Q1-2 当法人は、生活介護を1箇所、就労継続支援B型を1箇所、計画相談事業所を1箇所運営している。

その場合、生活介護事業所は補助上限1万4千円まで、B型事業所は補助上限7千円まで、計画相談は補助上限3千円まで、それぞれ申請できるのか。

A それぞれ申請できます。

ただし、申請書類については法人で一つにまとめて申請していただきます。

Q1-3 当事業所は多機能型事業所で、放課後等デイサービスと児童発達支援の2つのサービスを実施している。

その場合、事業所としては1箇所だが、補助金はそれぞれ申請できるのか。

A それぞれ申請できます。サービスごとに個票を作成してください。

ただし、申請書類については法人で一つにまとめて申請していただきます。

Q1-4 共同生活援助（グループホーム）として事業所指定は1箇所だが、複数の住居を展開している。その場合、補助上限額は1箇所として7千円なのか、それとも住居数に応じて上限額も増えるのか。

A 1箇所分になります。共同生活援助は住居数に関わらず、指定された事業所1箇所につき7千円となります。

Q1-5 地域活動支援センターや移動支援事業も対象となるのか。

A 対象になりません。

この事業で対象となるのは、令和3年の障害福祉サービス等報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から9月までの間、基本報酬に0.1%上乘せする措置の対象となっていたサービスです。

そのため、地域活動支援センター、移動支援事業や福祉ホーム等の地域生活支援事業は対象になりません。

2 補助の対象となる経費について

Q2-1 ①「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。

②「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。

A ①衛生用品については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、消毒液などが対象となります。

②感染症対策に要する備品については、パーテーション及びパルスオキシメーターのみが対象です。

Q2-2 購入予定の経費について補助申請できるか。

A できません。

補助申請できるのは購入済みのものに係る経費のみです。

Q2-3 消毒液を購入し 12 月中に納品されたが、購入代金の支払いは 1 月になってしまう。この場合も補助対象となるのか。

A 対象となります。

納品や支払いが令和 4 年 1 月 1 日以降でも、10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に発注して購入額が確定しているのであれば（見積りのみは不可）、補助対象となります。

Q2-4 申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。

A 支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。

ただし、領収書等の証拠書類は、施設・事業所において適切に保管し、交付決定日の属する年度の終了後 5 年間保管して下さい。（令和 8 年度末(令和 9 年 3 月末)まで）

会計検査等の際、証拠書類の原本が確認できない場合は、補助金の返還を求められる場合がありますので、不備のないよう証拠書類を保管して下さい。

Q2-5 当事業所の補助上限額は 7 千円である。

実際に衛生用品の購入にかかった経費は 4 千円だが、補助上限額の 7 千円まで補助申請できるか。

A できません。

補助申請できるのは実際にかかった 4 千円になります。

Q2-6 購入額の全額を補助してもらえるのか。

A 消費税額を除いた額が補助対象額となります。

そのため申請書には、消費税分を除いた額を記載してください。

Q2-7 液体石鹸、ペーパータオル、ウェットティッシュなどは衛生用品として補助対象となるか。

A 衛生用品については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用するものであれば対象となります。

そのため、利用者や職員の手洗い用など、その使用目的が感染防止対策であれば補助対象です。

Q2-8 非接触型体温計は、感染症対策に要する備品として補助対象となるか。

A 対象となりません。

感染症対策に要する備品については、パーテーション及びパルスオキシメーターのみが対象です。

3 他の補助金との関係について

Q3-1 当事業所は、障害福祉サービスの居宅介護と、介護保険の訪問介護の指定を受けている。そのため、障害福祉の感染防止対策支援事業と介護の感染防止対策支援事業の両方に申請することができるか。

A できません。

障害と介護の両方の指定を受けている事業所の場合、介護の感染防止対策支援事業が優先となりますので、介護の方に申請してください。

該当するのは以下の事業所です。

(1) 介護保険サービスの事業所指定を受けている以下の事業所

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

(2) 共生型又は基準該当である以下の事業所

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

児童発達支援、放課後等デイサービス

Q3-2 当事業所は、障害福祉サービスの療養介護の指定を受けているが、同時に医療機関でもある。そのため、障害福祉の感染防止対策支援事業と医療の感染防止対策支援事業の両方に申請することができるか。

A できません。

障害福祉サービス施設・事業所が医療機関でもある場合、医療の感染防止対策支援事業が優先となりますので、医療の方に申請してください。

医療の感染防止対策支援事業の申請先は都ではなく国になります。

該当するのは以下の施設・事業所です。

- ・ 医療機関である療養介護事業所
- ・ 医療機関である医療型児童発達支援事業所
- ・ 医療機関である医療型障害児入所施設